

下関市監査委員公表第11号
令和2年(2020年)4月1日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野雅弘
同 大賀一慶
同 関谷博
同 亀田博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
観光スポーツ文化部	観光政策課、観光施設課、スポーツ振興課
教育委員会教育部	文化財保護課、歴史博物館

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和元年12月1日から令和2年1月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

観光スポーツ文化部 観光政策課

[指摘事項]

(1) 「先帝祭上臈参拝行事」の経費（委託料、食糧費等）に対する補助金の算定方法が適当でない。同行事の経費は、「下関市観光イベント開催事業補助金（しものせき海峡まつり）」と「一般社団法人下関観光コンベンション協会事業補助金」の両方で補助対象経費になっているが、補助額の算定にあたって両補助金間でなんら調整を行っておらず、補助額が過大になる可能性がある。適当な方法により補助額を算定されたい。

[指摘事項]

(2) 会計管理者の事務の一部を出納員等に委任した場合は、地方自治法第171条第4項後段の規定により、委任した旨を直ちに告示することとされているが、平成31年4月1日に観光政策課の出納員等に対して行った事務の委任では、委任した旨を令和元年5月20日に告示しており、委任した日から告示した日までの間に相当の日数が経過していた。適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

観光スポーツ文化部 観光施設課

[指摘事項]

(1) 巖流島土地使用料の未収金について、督促の手続が行われていなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

[指摘事項]

(2) 使用料の徴収事務において、以下の事項が見受けられた。徴収事務の受託者を指導されたい。

ア ロープウェイ乗車料について、委託契約書第3条第1号の規定により、徴収日の翌日までに指定金融機関に払込することとなっているものの、当該期限までに金融機関に払い込まれていないものが多数あり、なかには一週間分をまとめて払込みを行っている事例もあった。

イ 私人に徴収事務を委託しているフィッシングパーク使用料及びふれあい健康ランド使用料について、使用料徴収事務委託契約書第5条第1号の規定により、徴収日の翌日までに指定金融機関に払込することとなっているものの、休業日（休場日）の関係上、徴収した日の翌々日に金融機関に払込されているものが見受けられた。

[意見]

なし

観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

[指摘事項]

(1) 指定管理業務において、以下の不適切な事例が見受けられた。指定管理の基

本協定書等に基づき適正に事務処理し、又は指定管理者を指導されたい。

ア 下関北運動公園内体育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「北運動公園基本協定」という。）第17条の規定による従業員の配置の手続において、同条第2項の指定管理者からの通知に対し、同条第3項の承諾の通知を行っていなかった。下関市内体育施設の管理運営に関する基本協定書（以下「市内体育施設基本協定」という。）に係る同事務においても同様の事例が見受けられた。

イ 北運動公園基本協定書第25条第4項の規定による備品等（Ⅱ種）の台帳が備えられていないことを見過ごしていた。市内体育施設基本協定に係る同事務においても同様の事例が見受けられた。

ウ 北運動公園基本協定書第29条第1項の規定による指定管理者の計算書類等が提出されていないことを見過ごしていた。

エ 北運動公園基本協定書第32条の規定による指定管理施設の管理運営状況及び実績を評価した結果の指定管理者への通知をしていなかった。市内体育施設基本協定に係る同事務においても同様の事例が見受けられた。

[意見]
なし

教育委員会教育部 文化財保護課

[指摘事項]

(1) 旧下関英国領事館（以下「旧領事館」という。）の指定管理者が、自主事業イベント（令和元年10月26日実施）において使用した「附属屋ギャラリー前庭」について、目的外使用許可に係る手続がなされていなかった。文化財保護課は、指定管理者から企画書（令和元年9月12日作成・提出）の提出を受けた際に、必要な手続を行うよう指導すべきであった。所要の措置を取られるとともに、下関市公有財産取扱規則に基づき、適正に事務処理されたい。

[指摘事項]

(2) 文化財保護課の考古博物館業務に従事する職員は、特別の形態によって勤務する必要があるため、下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則第2条及び別表の規定により、週休日を「4週間を通じ8日（再任用短時間勤務職員については12日）」割振る必要があるが、出勤簿を確認したところ、4週間を通じ8日（12日）の週休日の割振りを満たしていない期間が見受けられた。所要の措置を取られるとともに、同規則に基づき、適正に事務処理されたい。

[指摘事項]

(3) 旧領事館に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 書面による承諾・承認等について
重要文化財旧下関英国領事館の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第18条第2項に「指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に市の承諾を受けなければならない」旨規定されており、その承諾については、第58条に「書面

により行わなければならない」旨規定されているが、指定管理者の申請に対して、担当課は書面による承諾を行っていなかった。

また、基本協定書第36条第2項に「利用料金の額は、指定管理者が設置条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとし、その決定及び改定について、事前に市と協議の上、市の承認を受けなければならない」旨規定されているが、指定管理者の申請に対して、担当課は書面による承認を行っていなかった。

イ モニタリングレポートの作成・公表等について

基本協定書第32条に「市は、毎年度終了後、指定管理者による指定管理施設の管理運営状況及び実績を評価した結果（モニタリングレポート）を指定管理者に通知するとともに、公表する」旨規定されているが、平成29年度及び平成30年度に係るモニタリングレポートの作成・公表等が行われていなかった。

ウ 使用料の納期限及び分納について

指定管理者が自主事業として行う売店や喫茶・レストランについては、指定管理者が使用者として行政財産の目的外使用に係る使用料を支払うこととなるが、市が使用料を請求する際の納期限の設定が不相当であった。この事例では、平成31年4月1日に行った一年間の使用の許可に対して、納期限を令和2年3月31日に設定していた。行政財産の使用料は、下関市行政財産使用料条例第3条第1項の規定により、使用の許可をした際に納付させなければならないが、例外として特別の理由がある場合は延納又は分納させることができる。しかしながら、同事例では延納に関する手続をなんら行っておらず、納期限を令和2年3月31日に設定することはできないはずであった。

また、同事例では、使用者は使用許可申請の際に、分納による使用料の納付を要望していたが、使用料の請求にあたり、文化財保護課が分納の可否について検討した形跡はなかった。そして、同課は使用者に理由を示すことなく、要望とは異なる前述の延納をさせた。

これらの事態が生じた原因は、事務の遅延である。平成31年4月1日からの使用を許可しているにもかかわらず、監査委員事務局の職員が財務会計システムで文化財保護課の歳入整理簿を閲覧した令和元年11月26日の時点においても、未だ使用料の調定をしていなかった。そのために、設定することができないはずの納期限を設定せざるを得ず、使用者からの分納の要望に応じることができなかつたのである。調定の遅れにより請求書（納付書）を非常に遅く使用者に送ったことや、分納の要望を無視しているに等しい状況は、使用者に対して不誠実と言わざるを得ない。下関市行政財産使用料条例に基づき、適正かつ迅速に事務処理されたい。

	<p>[指摘事項]</p> <p>(4) 監査対象期間外ではあるが、長期継続契約を締結したパソコン等賃貸借業務（文化財保護課・考古博物館）に係る条件付き一般競争入札の手続において、次のような誤りがあった。</p> <p>ア 入札公告の仕様書に、仕様を満たさない機器を「参考機器」として記載した。</p> <p>イ 「参考機器」は仕様を満たしていないが、業者からの質問に対して、満たしていると考えてもらって構わないと回答した。</p> <p>ウ 業者からの質問により、仕様書の齟齬に気づいたはずであるが、そのまま入札を執行した。</p> <p>結果的に入札参加者は契約相手方となった一者のみであり、仮に仕様書の齟齬がなければ、業務内容から複数の業者が入札に参加できた可能性があったと思料された。また、何より不正確な事務によって、契約に疑義が生じるおそれがある。適正に入札事務を行われたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 考古博物館休憩所（弥生の里）については、その一部をNPO法人が使用しており、同法人が利用した水道料については、使用水量に基づき料金を徴収している。しかしながら、電気料金については、証明用電気計器（子メーター）が設置されていないため同法人の使用電気料は不明であり、市が負担している状況である。市が負担する合理的理由は見受けられないため、電気料金を徴収するよう検討されたい。</p>
<p>教育委員会教育部 歴史博物館</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 歴史博物館に係る特別観覧料については、下関市立歴史博物館の設置等に関する条例第5条及び別表第2において「学術研究を目的とする場合」と「出版等収益を伴う場合」でその料金を区分している。</p> <p>旅行会社から「下関の歴史を学ぶため」という目的により提出された特別観覧許可申請に対し、「学術研究を目的とする場合」の観覧料を適用し観覧許可を行っていたが、当該観覧は旅行会社が企画した旅行行程（旅行商品）の一部であり、最終的には旅行会社に収益をもたらすものと判断することが適切である。今後同様の申請があった際は、適切な観覧料により許可するよう改められたい。</p>
	<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上